

【令和7年度】 空き店舗リフォーム支援事業補助金

空き店舗を活用して新規開店する
お店の リフォーム費用 を補助！

【補助金額】

・最大200万円

店舗リフォーム工事費及び

備品購入費（税抜き）の1/2限度

※対象地域により、限度額は異なります。

※店舗リフォーム工事費総額20万円以上（税抜き）

※備品購入費（税抜き）1品3万円以上かつ総額10万円以上

※備品購入のみでリフォーム工事がない場合は対象となりません。

【申請期間】

・5/1（木）～9/30（火）まで ※先着順

※受付時間：平日9時～12時、13時～17時

※予算に達し次第受付を終了します。

※申請前から商工会議所または商工会と協議し開業計画書を作成する必要があります。

ご検討される方は事前にご相談ください！

ホームページ



お問合せ：太田市役所産業政策課商業係（太田市役所5階）

☎0276-47-1834（平日8時30分～17時15分）

E-mail：025300@mx.city.ota.gunma.jp

【裏面もご確認ください】

補助条件等

※下記補助条件すべてに該当する必要があります

【対象店舗】

- ☐ 自己所有でなく、賃借による物件であること
(所有者と生計が同一でなく、かつ2親等以内の親族でないこと)
- ☐ 以前に「商店リフォーム支援事業補助金」または「空き店舗対策リフォーム支援事業補助金」を活用していないこと
- ☐ 日本標準産業分類に基づく、情報サービス業・専門サービス業・小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業・医療業のいずれかの業種であること
- ☐ 都市計画法に規定する以下の地域の物件であること
【補助上限100万円】第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、特定用途制限地域、
【補助上限200万円】近隣商業地域および商業地域
(地区計画制度に定められている地区を除く)
- ☐ 昼間営業を週に3日以上とし、かつ、夜間営業は24時までであること。

※ただし、下記に該当する物件は対象外です

- 店舗面積が1000㎡以上である
- 店舗内のテナントである
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の適用を受ける店舗である
- 市外に本店があるチェーン店またはフランチャイズ店である
- 専用住宅の一部を改装または住宅としての賃貸を前提としているアパートである

【対象者】

- ☐ 太田市に住民登録があり、かつ、継続して太田市に住民登録する意思がある者(法人の場合は代表者、外国人は日本国内において就労が認められる残留資格を有すること)
- ☐ 市税を滞納していないもの
(世帯全員。法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員)
- ☐ リフォーム完了後、3年以上継続して営業できるもの
(3年間、年度末ごとに確定申告書等の写しなど提出条件あり)

【対象期間】※決定前の工事・備品購入は対象外

- ☐ 補助金決定通知の日から令和8年1月31日(土)までに完了するもの

⚠ 注意事項 ⚠

- ・建築基準法の規定に適合する計画にしてください。
- ・200㎡を超える特定用途への用途変更、大規模な修繕、模様替えに該当する場合は建築確認申請が必要です。
- ・空き店舗は適法に建築されたものに限りします。
- ・店舗併用住宅の場合、店舗部分の工事に限りします。
- ・既存店舗の移転先としてリフォーム工事を行う場合には、補助金交付の対象にはなりません。
リフォームして新たに開業する店舗と同様、既存店舗についても引き続き営業してください。
- ・申請時の見積書に記載のある工事が対象となります。施工箇所や単価に変更のある場合、着工前に相談及び変更申請をしてください。
- ・工事及び備品購入は市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有する業者を利用することが条件となります。見積書や領収書、請求書等は市内住所の記載がある書類に限りします。ただし、リフォーム補助を受ける個人又は法人代表者と業者(法人の場合は代表者)が同一の場合は、不可。